

2020年4月1日

新潟県教育委員会
教育長 稲荷 善之 様



新潟県高等学校教職員組合
執行委員長 吉田 裕史

新型コロナウイルス感染症への対応・対策についての要請書

日頃より本県教育の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、昨年末に中国で感染が確認された新型コロナウイルスは、世界中で感染拡大が続いており日本国内においても感染拡大が止まらない状況です。

貴委員会は3月27日付「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の取り扱いについて（通知）」を発出し、4月6日から学校を再開することを示しました。感染症対策として、「3条件を避けること」、「咳エチケットの徹底」等がありますが、教職員、児童生徒を含め、学校は大勢の人が集まる環境であり、感染リスクが非常に高い場所であることに変わりはありません。また、各家庭においては市販のマスクを入手することが困難な状況が続いています。貴委員会の責務として、子どもの安全・安心を守ること及び学校が集団感染源になることがないように、学校現場の状況を踏まえた対応が不可欠であると考えます。

つきましては、下記の項目について要請するとともに、早急な対応を求めます。

記

1. 厚労省は、新型コロナウイルス感染症対策として、「換気をする」「人が密に集まらない」「マスクをする」「こまめな手洗い」「手で触れる共有部分の消毒」等を求めていることから、再開された学校においても、子ども・教職員の健康・安全に十分留意するよう周知すること。また、そのための予算措置及び現物支給を行うこと。
2. 文科省による「各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について」の中で、養護教諭や家庭科、技術家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなど書かれているが、マスクの作成・使用について特定の教職員に負荷のかかるようなことにならないよう管理職へ指導・徹底をすること。
3. 新型コロナウイルス感染症対応において、教職員に新たな業務が加わることから、その他の業務を削減するなどの負担軽減措置を早急に講ずること。
4. 感染拡大防止の観点から発熱等の症状がある場合は自宅療養となっていることから、加配等教職員の配置を拡充するなど休みやすい環境を整えること。
5. 初期症状の可能性が高いとされている味覚・嗅覚の障害についても、自宅療養の対象として加えること。

6. 新型コロナウイルス感染者が発生し、学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業となった場合の教職員の勤務についてはこれまでと状況が異なることから、自宅勤務の対象とすること。
7. 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖・学年閉鎖・臨時休業となった場合の非常勤職員の勤務について、文科省発出の「教育活動の再開等に関する Q&A」にあるように適切に対応すること。

以上